

静岡県公害審査会への調停申請に関する手引

(第1版)

令和6年12月
静岡県公害審査会事務局

もくじ

1	はじめに	1
2	静岡県公害審査会とは	
(1)	静岡県公害審査会の概要	1
(2)	審査会が取り扱う公害紛争	1
(3)	あっせん、調停、仲裁について	1
(4)	総務省公害等調整委員会との役割分担	2
3	調停の仕組み	
(1)	調停とは	2
(2)	事務の流れ	3
(3)	手数料の算定方法	3
(4)	解決に向けて	4
(5)	留意事項	4
(6)	手続の流れ [例示]	6
4	申請書の書き方・提出方法	
(1)	あらかじめ知っておいてほしいこと	8
(2)	申請書の書き方	8
(3)	申請書の提出方法	9
5	申請書のオンライン提出、手数料のオンライン納付の方法	
(1)	オンライン申請、オンライン納付の流れ	10
(2)	申請書のオンライン提出等について	10
(3)	利用方法	11
6	申請書の紙提出方法	
(1)	郵送	20
(2)	対面	20
7	申請書以外の書類	20
8	審議内容に関する守秘について	20
9	手続等の相談先	21

1 はじめに

この手引は、静岡県公害審査会で最もよく活用されている「調停」申請手続の方法等について解説するものです。

2 静岡県公害審査会とは

(1) 静岡県公害審査会の概要

静岡県公害審査会（以下「審査会」といいます。）は、法律、公衆衛生、臨床その他の医学、産業技術その他の専門的学識や社会経験を有する者から構成されています。委員については、公害紛争処理法に基づき県議会の同意を得て、知事が任命することとなっています。

審査会は、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う組織です。

(2) 審査会が取り扱う公害紛争

審査会が取り扱う公害紛争は、公害紛争処理法第2条により「相当範囲にわたる、典型7公害」に関わるもので、かつ民事上の紛争です。

ア 「相当範囲にわたる」とは

- ・人的・地域的に広がりがある、という趣旨です。

イ 「典型7公害」とは

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による被害をいいます。

ウ 「民事上の紛争」とは

- ・一個人（事業者）と、別の個人（事業者）間で発生する争いをいいます。
- ・公害関連で言えば、例えば「損害賠償の請求」、「操業の差し止め」、「公害防止対策を求める」といったものが挙げられます。
- ・なお、行政機関へ「許可、認可等の取消処分を求める」、「関連法規に基づく規制」、「命令権限の行使を求める」といったものは「行政事件」と呼ばれ、民事上の紛争と区別されていますので、審査会で取り扱うことができません。

(3) あっせん、調停、仲裁について

審査会の会長に指名された委員は、次の手続に関する対応を行います。

手続の種類	概要
あっせん	あっせん委員が紛争の当事者間に入って、両者の話し合いが円滑に行われるよう仲介し、自主的解決を援助、促進することによって紛争の解決を図る手続
調停	調停委員会が当事者の間に入って、両者の話し合いを積極的にリードし、双方の譲り合いに基づく合意によって紛争の解決を図る手続
仲裁	紛争の当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束し、紛争の解決を図る手続

※令和6年12月までに審査会で取り扱った事件は、あっせん1件を除き全て調停です。

(4) 総務省公害等調整委員会との役割分担

重大事件等に係るあっせん、調停、仲裁や、損害賠償責任の有無、因果関係の存否に係る裁定については、総務省公害等調整委員会の管轄です。

[重大事件等とは]

重大事件	水俣病、イタイイタイ病、申請被害額が5億円以上 等
広域処理事件	2以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要があるもの (航空機の航行・新幹線の走行に伴う騒音 等)
県際事件	加害行為地及び被害発生地が異なる都道府県の区域内にあるもの 等

3 調停の仕組み

(1) 調停とは

審査会の会長に指名された3人の委員からなる調停委員会（以下「委員会」といいます。）が紛争の当事者を仲介し、双方の譲り合いによる合意に基づいて紛争の解決を図る手続です。委員会は、紛争解決に向けて当事者双方に積極的に働きかけを行い、合意点を探ります。

調停を行いたい場合は、審査会宛てに調停申請書（別記様式1）を提出する必要があります。なお、強制的な解決を望まれる場合は、訴訟など他の解決手段を検討してください。

(2) 事務の流れ

- ・申請人から調停が申請された後、審査会に当該申請が受付されると、審査会は被申請人（相手側）に対して、その申請の内容に反論する機会を与えるために、相当期間（通常の場合、1か月）を置き、意見書（別記様式8）の提出を求めます。
- ・これらが揃った段階で、委員会は、申請人及び被申請人（以下「当事者」といいます。）の都合を調整して、調停期日（調停が行われる日時を期日といいます。）を開催します。
- ・調停期日は、原則として静岡県庁内の会議室（本庁又は総合庁舎等の出先事務所）を会場として、1回につき2時間程度行います。1回の手続で終了しない場合は次回期日を開催します。紛争の実情を明らかにし、当事者が率直に意見を述べられるよう、調停手続は非公開となっています。
- ・期日と期日の間隔は当事者や調停委員の日程調整の必要から、1か月～2か月程度です。これまでの事例では、事件の開始から終結まで平均1年程度かかっています。
- ・当事者は、期日に出席して被害の実態や防止対策等について委員会と話し合ったり、文書等を提出することができます。
- ・委員会は、当事者双方から聴いた意見や提出された資料をもとに、争点の整理を行います。必要に応じて、現地調査を実施します。

【手続の流れ〔例示〕は、(6)を御覧ください。】

(3) 手数料の算定方法

- ・申請には所定の申請手数料が必要です。この申請手数料の額は、調停を求める事項の価額によって算定します。
- ・損害賠償を求める場合、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。また、騒音の差止請求などのように価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなして申請手数料（3,800円）を算定します。
- ・なお、いったん納付された手数料は返還できませんのでご了承ください。
- ・以下に手数料の算定方法を示します（静岡県手数料徴収条例別表）。

手数料の名称	調停を求める事項の価額(1件あたり)	手数料の額
調停申請及び 調停手続参加 申立て手数料	調停を求める事項の価額が100万円以下	1,000円
	調停を求める事項の価額が100万円を超え1,000万円以下の部分	その価額1万円までごとに7円
	調停を求める事項の価額が1,000万円を超え1億円以下の部分	その価額1万円までごとに6円
	調停を求める事項の価額が1億円を超える部分	その価額1万円までごとに5円

例えば、調停を求める事項の価額が1,100万円の場合、手数料は7,900円となります（1,000円＋7円／万円×900万円＋6円／万円×100万円＝7,900円）。

(4) 解決に向けて

- ・調停は、あくまで申請者と被申請者との協議を進める場です。相手に状況を正しく理解してもらうために、申請者は、被申請者が発生させている公害によってどのくらい、どのような被害が生じているのか等、具体的に示す必要があります。
- ・委員会は、相互の譲歩を図って調整や説得を行い、当事者から適正・妥当な調停案が出され、合意が成立するよう努めます。また、必要があると認められた場合には、委員会自らが調停案を作成し、当事者双方がこれを受け入れるよう説得を行います。そして、当事者双方の間に合意が成立すると、委員会立会いのもと調停書を作成します。調停書は民法上の和解契約と同一の効力を持ちます。
- ・委員会は、どちらか一方の当事者が出頭しなかったり、話し合いが平行線をたどり、調停を続けても当事者双方の間に合意成立の見込みがないと認める場合、当事者の同意を得ることなく調停を打ち切ることになります。

(5) 留意事項

- ア 合意が成立するためには、当事者がお互いに譲り合うことが大切です。
- イ 委員会は、中立の立場なので、一方の主張が妥当であると判断したり、一方の当事者に特定の措置を講じるよう命令したりすることはできません。また、紛争の原因となっている場所に強制的に立ち入ったり、文

書や資料の提出を強制したりすることはできません。

- ウ 調停期日における録音・撮影などは認めていません。
- エ 民事調停で調停が成立し、調停書に記載されたときは、直ちに強制執行の手続をすることができますが、公害紛争処理法に基づく調停手続で成立した合意はこのような効力を持ちません。
- オ 当事者は調停書に記載された義務を履行する必要があります。
- カ 調停書に記載された義務が履行されない場合、審査会は義務者に対して義務を履行するよう勧告することができます。
- キ この義務履行勧告に、強制力はありません。強制的に合意事項を実現するためには改めて裁判所に訴えを起こして判決を得る必要があります。訴訟となった場合、義務者が調停書に記載された義務を履行しなかったことについては、裁判所の判断材料になります。

(6) 手続の流れ〔例示〕

調停手続の流れについて次のとおり例示します。

①〇年〇月〇日調停の申請

- ・工場からの騒音・振動の被害を受けている近隣住民が、工場経営者を相手方とする調停の申請書を審査会宛てに提出する。

↓

②〇年〇月〇日委員会の設置

- ・審査会の会長は、3人の調停委員を指名し、委員会を設ける。
- ・審査会は、相手方の工場経営者に対して、当該工場経営者を一方の当事者とする調停の手続が開始された旨を通知する。

↓

③〇年〇月〇日第1回調停期日、現地調査の実施

- ・住民と工場経営者が期日に出席し、委員会が当事者双方から、申請内容、提出資料、これまでの紛争経過などについて確認を行う。
- ・期日の状況に応じて、住民の代表者と工場経営者立会いのもと、委員会と審査会事務局が現地を確認することがある。

↓

④〇年〇月～〇月第2回～第△回調停期日

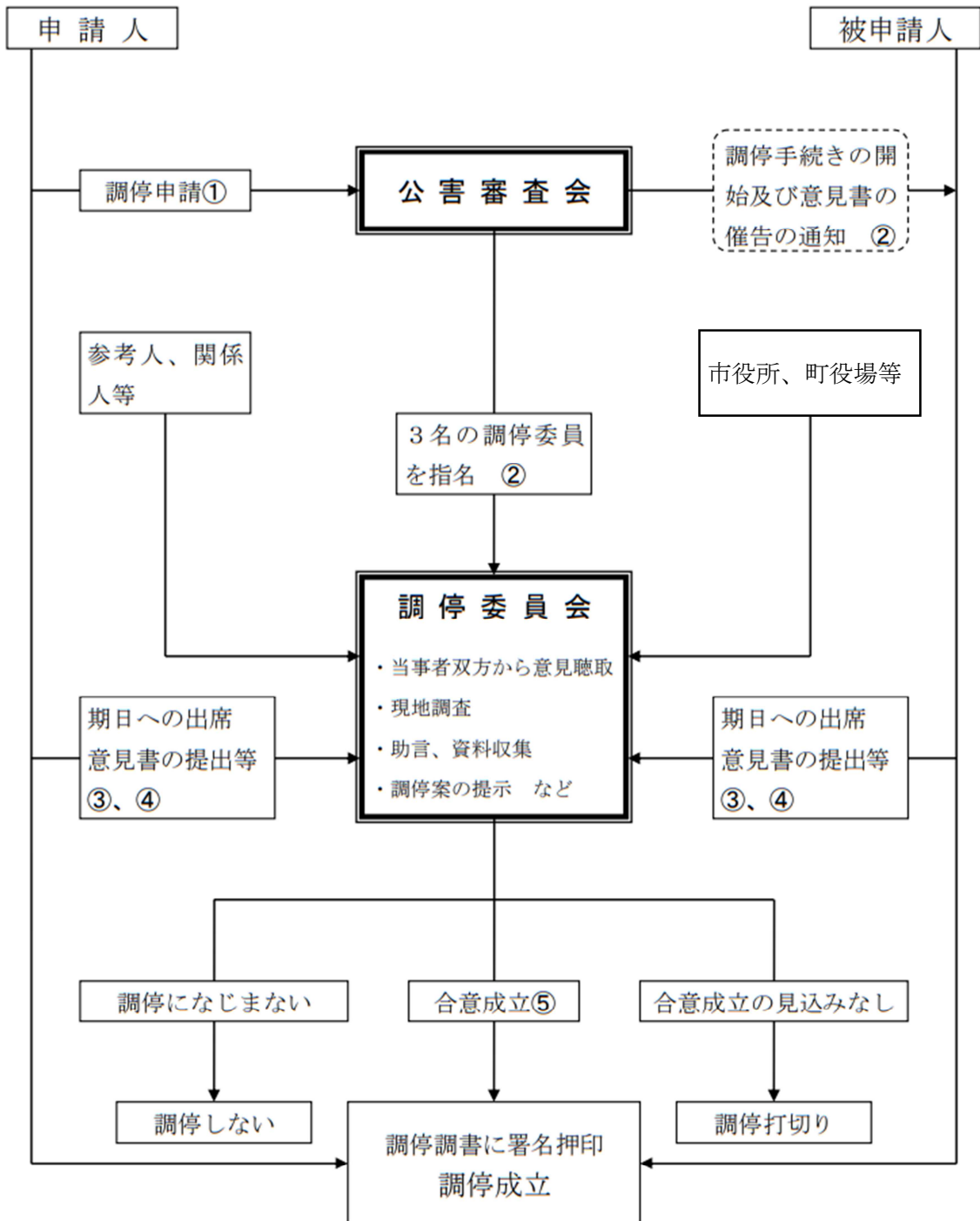
- ・当事者双方が紛争の解決方法について意見、主張を述べあい、工場が発生源対策を行う方向で調整が進む。

↓

⑤〇年〇月〇日第×回調停期日

- ・これまでの当事者双方の譲歩内容を確認の上、委員会が調停案を作成し、当事者双方に提示した結果、当事者双方がこれを受入れ、合意が成立する。

調停手続の流れ



※図中の番号（①～⑤）は、5ページ～の手続の流れの番号を指しています。

4 申請書の書き方・提出方法

(1) あらかじめ知っておいてほしいこと

- ・申請にあたっては、必ず事前に審査会事務局（静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）宛て御相談ください。

紛争の内容によっては、原因者が対策を講じることに前向きな場合等、市町の公害苦情相談を通じた方がより迅速な解決が図ることができる場合があります。また、当事者の一方が全く話し合いに応じようとしない場合等、互譲の精神を前提とする公害紛争処理制度になじまないものもあります。

- ・申請が「期待はずれ、時間のむだ」とならないよう、制度の内容（手引1～3を参照）を十分理解した上で申請してください。
- ・調停の申請は、被害者、加害者のどちらからでもすることができます。
- ・被害には、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれがあるものも含まれます。

(2) 申請書の書き方

ア 調停申請書（別記様式1）

記入例を参考の上、以下に掲げる事項を申請書に記入してください。

- ・申請人の住所、電話番号及び氏名
- ・当事者（代理人がいる場合、代理人を含む。）の氏名又は名称、住所
- ・代理人又は代表者の氏名及び住所
- ・事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
- ・調停を求める事項及びその理由
- ・紛争の経過
- ・調停を行うに当たって参考となる事項※
※実際の被害が確認できる場所の写真や、騒音の録音・測定結果等の客観的なデータ、被害が発生している時間帯の記録（何日何時に発生、何時まで続く等の状況メモ）等
- ・添付書類の目録

イ 添付書類

次の場合、添付書類を作成する必要があります。

- (ア) 委任による代理人（弁護士）が申請する場合
委任状（別記様式2）

[記載事項]

- ・代理人弁護士の所属する弁護士会の名称

- ・代理人弁護士の事務所の所在地、名称、連絡先、氏名
※委任者（当事者）の署名又は記名押印が必要です。

- (イ) 委任による代理人（弁護士以外の者）が申請する場合
代理人承認申請書（別記様式3）及び委任状（別記様式4）

[記載事項]

- ・代理人の住所、連絡先、氏名、職業
- ・当事者との関係
- ・代理人として適当な理由
理由の例) 前代表取締役であり、本案件の経緯や工場の状況等を把握しているため
※委任者（当事者）の署名又は記名押印が必要です。

- (ウ) 代表者による申請の場合

代表者選定書（別記様式5）

当事者が多数いる場合には、そのうちから1人又は数人の代表者※を選定（変更）することができます。

※代表者は、申請の取下げ、参加申立ての取下げ、和解の締結、調停案の締結を除き、当該申請に係る一切の行為をすることができます。

[記載事項]

- ・代表者の住所、連絡先、氏名
※当事者（全員）の署名又は記名押印が必要です。

- (エ) 被申請人が法人である場合

被申請人が法人である場合、企業名称、代表者を正しく記載する必要がありますので、お近くの法務局で被申請人となる法人の商業登記簿を入手してください。それに基づき被申請人名等を記入し、入手した商業登記簿（原本）を添付してください。なお、商業登記簿（原本）に代わり、登記情報提供制度に基づく商業登記簿に係る照会番号を事務局宛て連絡する形でも差し支えありません。

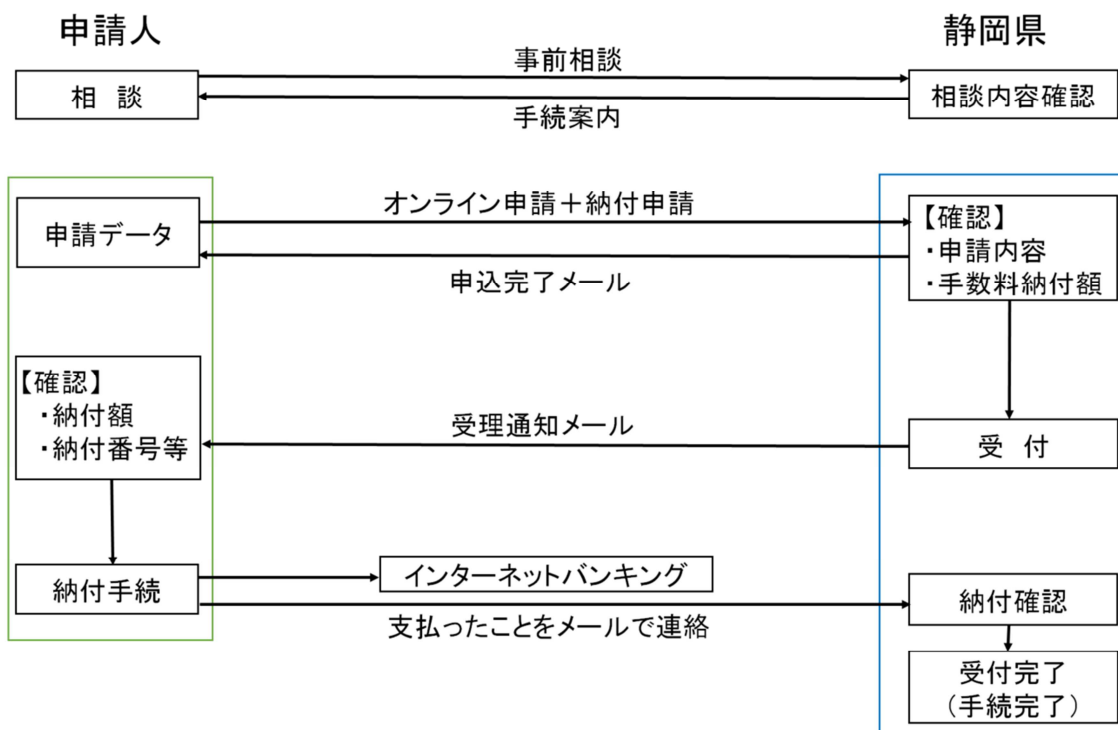
(3) 申請書の提出方法

申請人は次に掲げるいずれかの方法により申請書を提出することができます。

- ・オンラインによる提出 5の項（10ページ～）で詳しく解説します。
- ・紙による提出 6の項（20ページ～）で詳しく解説します。

5 申請書のオンライン提出、手数料のオンライン納付の方法

(1) オンライン申請、オンライン納付の流れ



(2) 申請書のオンライン提出等について

申請人は、申請書を静岡県が提供する「ふじのくに電子申請サービス」(以下「当サービス」という。)を利用してオンライン提出することができます。

サービス URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_initDisplay

また、当サービスを利用してオンライン提出した場合の手数料支払いについては、Pay-easy (ペイジー) に対応している金融機関のインターネットバンキングから行うこととなります。

Pay-easy とは、公共料金、地方税や国庫金および各種料金の支払が、インターネットバンキングや ATM 等を通じて行える決済サービスです。Pay-easy が利用可能な金融機関は以下の URL を確認するか、各金融機関に御確認ください。

○Pay-easy の使い方 (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会公式 HP)

<https://www.pay-easy.jp/howto/>

○Pay-easy に対応している金融機関の一覧

https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/849/payeasy_bank.pdf

(3) 利用方法

次の流れにしたがって、当サービスを御利用ください。

① トップページ（検索画面）



お知らせ

【2023年06月20日】（Gビジネスとの連携について）
令和5年6月20日から、Gビジネスを使い電子申請サービスをご利用できるようになりました。
Gビジネスをお持ちの法人及び個人事業主は、**Gビジネスを使って電子申請サービスにログインいただけます。**

【2023年05月01日】（電子申請サービス送信メールアドレスの変更について）
電子申請から発信されるメールの送信元メールアドレスが5月1日から「pref-shizuoka@apply.e-tumo.jp」に変わりました。
迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-shizuoka@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

【2023年02月02日】（静岡県LINE公式アカウントとの連携について）
令和5年2月1日から静岡県LINE公式アカウントからも申請等ができるようになりました。
LINEから申請した場合、県からの連絡はLINEのトーク内で通知されます。（メールでの連絡は行われません）
手続が完了するまで、ブロックやLINEアカウントの削除をしないようご注意ください。

【2022年08月30日】（お手続きの内容に関するお問い合わせ先について）
本ページに記載されたコールセンターでは、システム（画面）操作に関するご質問以外はお受けできません。
手続に関連するご質問をコールセンターに問い合わせる事例が増えています。
各手続き申込のページに記載の担当課へ直接お問い合わせください。

【2018年07月01日】（接続できる機器・端末について）
システムのセキュリティ向上のため、いわゆるガラケーや一部の古いOSのスマートフォンでの接続ができなくなりました。
何卒ご理解賜りますよう、お願いいたします。

【2017年03月01日】（利用者登録のお願い）
静岡県電子申請サービスは、平成29年3月1日からふじのくに電子申請サービスとしてリニューアルしました。
旧システムのIDは使用できません。お手数ですが、「利用者登録」から登録をお願いします。

過去のお知らせ >

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 📝 内容を入力する 📄 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード 類義語検索を行う

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

②へ

「公害調停」と入力

② 手続一覧

手続き一覧

2024年10月17日 18時12分 現在

並び替え 表示数変更

1

公害調停申請

受付開始日時 2024年10月17日00時00分
受付終了日時 随時

③へ

③利用者登録画面

The screenshot shows the '利用者登録画面' (User Registration Page) on the 'ふじのくに 電子申請サービス' (Fuji no Kuni E-Services) website. The page header includes the logo and navigation links for 'ログイン' (Login) and '利用者登録' (User Registration). The main content area is titled '手続き申込' (Application) and features a '利用者ログイン' (User Login) button. Below this, a table displays the application name '公害調停申請' (Public Nuisance Mediation Application) and the application period '2024年10月17日0時00分～'. A red box highlights a button labeled '利用者登録せずに申し込むはこちら >' (Click here to apply without user registration) with a circled '4' next to it. A link '利用者登録される方はこちら' (Click here for users who will be registered) is located below the highlighted button.

④手続き説明画面

The screenshot shows the '手続き説明画面' (Procedure Explanation Page) on the 'ふじのくに 電子申請サービス' (Fuji no Kuni E-Services) website. The page header includes the logo and navigation links for 'ログイン' (Login) and '利用者登録' (User Registration). The main content area is titled '手続き申込' (Application) and features a navigation bar with four steps: '手続き選択をする' (Select procedure), 'メールアドレスの確認' (Check email address), '内容を入力する' (Enter content), and '申し込みをする' (Apply). Below this, a section titled '手続き説明' (Procedure Explanation) contains a text box stating: 'この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。下記の内容を必ずお読みください。' (This procedure requires input of a contactable email address. Please read the following content carefully). A red box highlights the text '説明事項をよく御確認ください' (Please check the explanation items carefully). Below this, a table provides details for the '公害調停申請' (Public Nuisance Mediation Application) procedure.

手続き名	公害調停申請
説明	<p><手続概要> 静岡県公害審査会への公害調停申請書をオンライン提出し、この申請に必要な手数料をオンライン納付することができます。 ※国（総務省公害等調整委員会）への申請については、このサイトから行うことができません。申請方法については、直接、国にお問合せください。 https://www.soumu.go.jp/kouchou/application_guide.html</p> <p><定義> ・公害調停申請書：公害紛争処理法に基づき、静岡県公害審査会へ調停（調停委員会が当事者の間に入って、両者の話し合いを積極的にリードし、双方の譲り合いに基づく合意によって紛争の解決を図る手続）を申請するための書類</p> <p>・オンライン申請：ふじのくに電子申請サービス（当サービス）電子申請システムを利用して申請をオンラインで行うこと。</p>

⑤手続き説明画面（続き）

問い合わせ先	静岡県くらし・環境部環境局生活環境課
電話番号	054-221-2253
FAX番号	
メールアドレス	seikan@pref.shizuoka.lg.jp
オンライン申請の流れ	00 オンライン申請の流れ.pdf
調停申請書（別記様式1）	01 調停申請書（別記様式1）.docx
弁護士への委任状（別記様式2）	02 弁護士への委任状（別記様式2）.docx
弁護士以外への委任（別記様式3, 4）	03 弁護士以外への委任（別記様式3, 4）.docx
代表者選定書（別記様式5）	04 代表者選定書（別記様式5）.docx
調停申請書記載例	05 調停申請書記載例.pdf

ダウンロードしてください

- ・ 申請の流れ
- ・ 各種様式
- ・ 記載例

<利用規約>

ふじのくに電子申請サービス（静岡県電子申請システム）利用規約

1 目的

この規約は、ふじのくに電子申請サービス（静岡県電子申請システム）（以下「本サービス」といいます。）を利用して静岡県に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込み等を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、静岡県は本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は2024年10月17日0時00分～2024年12月18日12時00分です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

< 一覧へ戻る

同意する >

⑥へ

⑥連絡先メールアドレス入力画面

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

< 説明へ戻る

完了する >

メールが送付される→⑦へ

⑦ 申込画面

申込

選択中の手続き名：公害調停申請

問合せ先

申請者情報

申請人の氏名 **必須**

- ・申請人が法人である場合、法人名を入力してください。
 - ・申請人が代理人又は代表者※である場合、その方の氏名を入力してください。
- ※代表者：申請人が多数いる場合においては、その中から申請等の主な手続きを行う者を定めることができます。

氏： 名：

法人名：

申請人の氏名(フリガナ) **必須**

氏： 名：

法人名：

(法人の場合) 担当者の氏名

申請人が法人である場合、この手続きについて連絡窓口となる担当者の氏名を入力してください。

入力文字数：0/20

申請人住所の郵便番号 **必須**

郵便番号

申請人の住所 **必須**

住所

⑧ 申込画面（続き 1）

電話番号 **必須**

申請人が法人である場合、この手続きについて連絡窓口となる担当者の所属する連絡先（電話番号）を入力してください。

電話番号

メールアドレス **必須**

申請人が法人である場合、この手続きについて連絡窓口となる担当者の所属する連絡先（メールアドレス）を入力してください。

メールアドレス

納付情報

納付額 **必須**

手数料をよく御確認の上、御記入ください。

お支払いして頂く期日は、手続きの担当課による審査後に確定されます。
審査後、申込内容照会からお支払い期日をご確認ください。

¥

価額の算定が不可能な場合の納付額は **3,800 円** です

申請書類

事務局への事前相談はお済みですか？ **必須**

公害苦情を円滑に解決するために、事務局から公害調停の手続、費用や所要日数、メリット、デメリットなどを御説明いたします。

納付した手数料については、返金することができませんので、事前相談をするようにしてください。

静岡県公害審査会事務局（静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）

電話：054-221-2253

メール：seikan@pref.shizuoka.lg.jp

事務局への事前相談はお済みですか？

必ず事務局への事前相談を済ませてください。

代理人や代表者を立てる場合、委任状等の写しを添付してください。

⑨ 申込画面（続き 2）

調停申請書（別記様式 1）・添付書類 **必須**

作成した【調停申請書】と【添付書類】を添付してください。
申請書の作成については、記載例を参照してください。

弁護士への委任状（別記様式 2）

弁護士を代理人とする場合、委任状（別記様式 2）を作成し、添付してください。

なお、事件番号については、事務局での受付処理が完了した後に確定しますので、空欄のまま記入する必要はありません。

ファイルが選択されていません

弁護士以外への委任（別記様式 3、4）

弁護士以外の方を代理人とする場合、別記様式 3 と 4 を作成し、添付してください。

なお、事件番号については、事務局での受付処理が完了した後に確定しますので、空欄のまま記入する必要はありません。

代表者選定書（別記様式 5）

申請人が複数いらっしゃる場合であって、代表者を選定する場合は、代表者選定書（別記様式 5）を作成し、添付してください。

なお、事件番号については、事務局での受付処理が完了した後に確定しますので、空欄のまま記入する必要はありません。

ファイルが選択されていません

お手数ですが、次の書類については、**原本を事務局宛て（連絡先は 9 手続等の相談先を参照）郵送してください。**

①被申請人が法人であって登記情報提供制度に基づく照会番号を入手していない場合、**商業登記簿**

②**弁護士への委任状（別記様式 2）**

③**弁護士以外への委任（別記様式 3、4）**

④**代表者選定書（別記様式 5）**

>

⑩

⑩ 申込確認画面

申込確認	
まだ申込みは完了していません。 ※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。	
公害調停申請	
申請者情報	
申請人の氏名	県庁 生活環境課
申請人の氏名(フリガナ)	ケンチヨウ セイカツカンキヨウカ
(法人の場合) 担当者の氏名	
申請人住所の郵便番号	4200853
申請人の住所	静岡県静岡市葵区追手町 9-6
電話番号	0542212253
メールアドレス	seikan@pref.shizuoka.lg.jp
納付情報	
納付額	¥3,800
納付額に誤りはありませんか？	
申請書類	
事務局への事前相談はお済みですか？	事務局への事前相談はお済みですか？
申請書（別記様式1）・添付書類	TsuNaGo.pdf
弁護士への委任状（別記様式2）	
弁護士以外への委任（別記様式3、4）	
代表者選定書（別記様式5）	
<input type="button" value="入力へ戻る"/> <input type="button" value="申込む"/> <input type="button" value="⑪へ"/>	

⑪ 申込完了画面

申込完了	
申込が完了しました（支払いが完了していません）。	
申込みが完了しました。 下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。 メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。	
整理番号	283191359558
パスワード	PD663eqQEυ
整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。	
なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。	

⑫ 申込完了通知（連絡先のメールアドレス宛）



公害調停申請の申込完了通知
denshi-shinsei

ふじのくに 電子申請サービス

整理番号：283191359558
パスワード：PD663eqQEY

申込が完了しました（支払いは完了していません。）。

静岡県公害審査会事務局で申込内容を確認し、問題がなければ受付します。
受付後、申請者に受理通知メールが届き、支払いの手続きが可能となります。

なお、本メールに記載された整理番号及びパスワードは、この後の手続きに必要なため控えておいてください。

※※このメールは、自動配信です。※※

お問い合わせは、下記をお願いします。

静岡県公害審査会事務局（静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）
電話：054-221-2253
メール：seikan@pref.shizuoka.lg.jp

申込が完了すると、⑥で入力した連絡先にメールが届きます。

この整理番号とパスワードは⑭で使用します。

○静岡県公害審査会事務局が申込内容を確認します。

⑬ 申込受理通知（連絡先のメールアドレス宛）



公害調停申請の申込受理通知
denshi-shinsei

このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

ふじのくに 電子申請サービスからのお知らせ

手続き名：

公害調停申請

整理番号：283191359558

公害調停申請書の内容を確認することができましたので、手数料の金額をよく確認の上、手数料オンライン納付のに進んでください。

なお、納付番号は、インターネットバンキングによる支払い時に必要となるため、当サービスの手続画面から納付番号を確認してください。

※※このメールは、自動配信です。※※

お問い合わせは、下記をお願いします。

静岡県公害審査会事務局（静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）
電話：054-221-2253
メール：seikan@pref.shizuoka.lg.jp

問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電話：054-221-2253

FAX：なし

メール：seikan@pref.shizuoka.lg.jp

事務局の申込内容確認が完了すると、⑥で入力した連絡先にメールが届きます。

△注意！

まだ手続きは完了していません。

当サービスにアクセスして、納付番号等を確認してください。→⑭へ

⑭ 申込内容照会

静岡県 **ふじのくに 電子申請サービス**

ログイン
利用者登録

› 手続き申込 **› 申込内容照会** › 職責署名検証

クリックすると
申込内容照会画面になります。

申込内容照会

申込照会

整理番号を入力してください

283191359558

申込完了画面、通知メールに記載された
整理番号をご入力ください。

⑫のメールに記載された整理番号
とパスワードを入力してください。

パスワードを入力してください

.....

申込完了画面、通知メールに記載された
パスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

照会する >

⑮へ

⑮ 申込内容照会画面

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	公害調停申請
整理番号	283191359558
処理状況	完了
処理履歴	2024年10月17日19時28分 受理 2024年10月17日18時53分 申込

納付情報

最新データ表示

収納機関番号	22000	インターネットバンクでお支払いされる方はこちら
納付番号	28319135955800	
確認番号	015545	
納付区分	350	
支払可能期限	2024年10月25日	
納付内容 (漢字)	公害関係申請等手数料	
納付内容 (カナ)	コウガイカンケイシンセイ	
納付額	¥3,800	
納付済額		
納付状況	未払い お支払いから納付状況の反映までに時間がかかる場合があります。 納付状況が変わらない場合は、時間をおいて再度ご確認ください。 ※最新の納付情報を確認する場合は、「最新データ表示」ボタンを押してください。 1時間以上納付状況が変わらない場合は、お手数ですが画面下部に記載の問い合わせ先までご連絡をお願いします。	これら4つの番号をインターネットバンクやATMの画面に入力することでオンライン納付を完了してください。
納付日		納付が完了すると、「支払済」と表示されます。

○Pay-easy の使い方 (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会公式 HP)

<https://www.pay-easy.jp/howto/>

○Pay-easy に対応している金融機関の一覧

https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/849/payeasy_bank.pdf

6 申請書の紙提出方法

- ・作成した申請書に、申請手数料に相当する額の静岡県収入証紙※を貼付してください。

※静岡県収入証紙はお近くの市役所・町役場又は「県収入証紙売りさばき所」となっている売り場において購入することができます。

収入印紙ではないので御注意ください。

- ・申請書（添付文書を含む書類一式）の提出部数については、正本1部及び正本の写し（被申請人の人数分）とします。
- ・提出方法については、次のいずれかを選ぶことができます。

(1) 郵送

簡易書留等、追跡可能な郵送方法により審査会事務局宛て送付してください。

(2) 対面

窓口への提出については、事前予約制となっています。

お手数ですが、あらかじめ審査会事務局へ御連絡ください。

◎静岡県公害審査会事務局の連絡先 ⇒ 9 手続等の相談先のとおり

7 申請書以外の書類

調停に関する書類については、申請書の他、別紙に掲げるものがあります。

これらの書類については、調停を進める中で必要に応じて提出してもらうこととなります。

8 審議内容に関する守秘について

審査会において、調停の申請者及び被申請者が話し合った内容については、完全に非公開です。また、委員や審査会事務局が部外者へ内容を漏らすことができない決まりとなっています。

調停は、法律の定めにより非公開で行います。調停の席での話をみだりに外部へ漏らすと合意形成が困難になりますので、十分に注意してください。

9 手続等の相談先

手続等に関する相談については、下記連絡先へ御連絡ください。

[静岡県公害審査会事務局の連絡先]

郵便番号：420-8601

所在地：静岡市葵区追手町9-6

部署名：静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電話番号：054-221-2253

E-mail：seikan@pref.shizuoka.lg.jp

申請書以外の書類

	書類の名称	根拠条項	対象者	概要	提出方法
1	委任状（弁護士）（別記様式2）	規則第2条第1項	申請人又は被申請人	代理人とは、申請人や被申請人が、仕事の都合などで調停期日に出席できない場合、その他自ら調停に臨むことが難しい場合に、代わりに調停手続きを進めてもらう弁護士や適当な第三者のことで。代理人が弁護士の場合は、「委任状（弁護士）」を、弁護士でない場合は委員会の許可が必要になりますので「代理人承認申請書」及び「委任状（弁護士以外の者）」を提出してください。	窓口又は郵送
2	代理人承認申請書（別記様式3） 委任状（弁護士以外の者）（別記様式4）	規則第2条第2項		代理人には大きな権限が与えられるので、後になって自分の意図した解決にならなかったといった不満が出ないように、代理人を選任する際には、調停委員会に自分の主張を正しく伝えることができる人かどうか、十分に検討してください。	窓口又は郵送
3	代表者選定書（別記様式5）	令第3条第4項	当事者	代表者とは、申請人や被申請人などの当事者が多数の場合、他の当事者のために手続きを進める1人又は数人の当事者のことです。代表者の選定にあたっては、「代表者選定書」を委員会に提出する必要があります。代表者は単独で、他の当事者のために、申請の取下げ又は調停案の受諾を除き、申請に係る一切の行為を行うことができます。	窓口又は郵送
4	調停申請変更申立書（別記様式6）	令第6条	申請人又は参加人	申請の変更とは、申請人又は参加人が調停を求める事項又はその理由を変更することです。変更の申立てには審査会宛てに「調停申請変更申立書」を提出する必要があります。 調停委員会が調停手続きを著しく遅延させると判断した場合は変更できません。 調停を求める事項の変更とは、例えば、当初、「公害防止設備の設置を求めていること」に加えて、その後、新たに「損害賠償を求める」、「損害賠償の請求額を増額する」といった変更をいいます。 また、調停を求める理由の変更とは、例えば、公害防止を求める調停において、「騒音」による被害に「振動」による被害を加える場合などをいいます。 なお、被申請人を変更することはできません。被申請人を変更する場合には、当初の申請を取り下げ、新たに申請を行う必要があります。	窓口又は郵送
5	受継申立書（別記様式7）	令第7条の2第1項	当事者	調停手続において、当事者が死亡したり、手続をする能力を失ったりしても、委任による代理人の権限は消滅しないと解されます。したがってそのまま手続を続行することができます。 ただし、調停手続の当事者を明確にするため、当事者の相続人に手続を受継させた上で、あらかじめ代理人として選任させることが妥当です。 具体的には、受継申立書及び承継する資格を証明する資料（戸籍謄本等）と相続人名の委任状を提出してもらい、調停委員会は受継の決定をします。	窓口又は郵送
6	意見書（別記様式8）	—	①被申請人、②当事者	①申請人から調停が申請された後、審査会に当該申請が受付されると、審査会は被申請人（相手側）に対して、その申請の内容に反論する機会を与えるために、相当期間（通常の場合2～3週間）を置き、意見書の提出を求めます。 ②次回の調停期日までの準備等において、調停委員会が当事者から意見書の提出を求める場合があります。	メール 窓口又は郵送
7	申請取下書（別記様式9）	—	申請人	申請人が申請を取り下げる場合に提出する必要があります。	メール 窓口又は郵送

(別紙)

申請書以外の書類

	書類の名称	根拠条項	対象者	概要	提出方法
8	参加申立書（任意の様式）	令第5条第1項	被害を主張する者	参加の申立てとは、既に手続きが進められている調停事件で主張されている原因と同一の原因による被害を主張する人が、当事者としてその事件の手続きに参加するという申立てのことで、参加の申立ては公害の被害者のみが行うことができ公害発生源側からはできません。 参加の申立ては審査会に「参加申立書」を提出し委員会の許可を得る必要があります。 許可は事件の当事者から意見を聞いた上で決定されます。	窓口又は郵送
9	調停案の受諾勧告を受諾しない旨の申出（任意の様式）	令第12条第2項	当事者	調停案の受諾の勧告とは、調停委員会が相当であると認めるときには一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上期間を定めてこの案を受け入れようとして勧告することです。 調停案受諾勧告があった場合に、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申し出をしなかったときは当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。この受諾しない旨の申し出は書面をもって行わなければなりません。また、受諾しない旨の申し出があった場合には調停が打ち切られたものとみなされます。	メール 窓口又は郵送
10	その他調停委員会又は事務局が求める書類	—	当事者	各調停期日において、調停委員会が当事者に対して次回の調停期日までに求める書類、調停期日に向けた準備として事務局が各当事者に求める書類です。	メール 窓口又は郵送